



竹原シンボルロード周辺地区の説明会を行いました。

（開催日：令和3年7月20日（火）18：30～）

竹原市景観計画（案）説明会内容の概要（抜粋）

（1）重点地区の景観づくり（竹原シンボルロード周辺地区）



【景観形成の方針】

竹並木と黒煉瓦が織りなすシンボルロードづくり
賑わいと景観が調和した沿道景観づくり

区域設定の考え方

良好な沿道景観形成を図る区域として、**竹原駅から市街地端までの県道竹原港線・国道432号の沿道を設定**
（区域幅は沿道に面する1宅地程度，道路端から約15m）





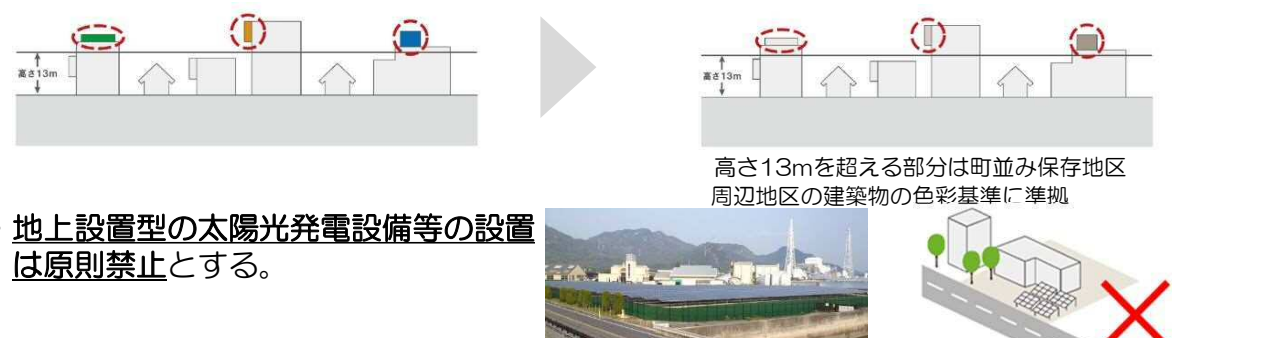
□：重点地区

（2）良好な景観形成のための行為の制限

（重点地区内で、これから何をしていくのか）

事項		景観形成基準	
建築物	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> シンボルロードとしての魅力や活力の向上と西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観の保全の両立に努める。 国道432号・県道竹原港線から見える建築物の低層部では竹並木や黒煉瓦等の前面道路の景観に配慮するとともに快適な歩行者空間の創出に努める。 	
	①形態	<ul style="list-style-type: none"> 周辺建築物の壁面の位置や前面道路の状況等に配慮し、調和の取れた形態とする。 大規模なものとなるときは、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えないよう配慮する。 	<p>壁面の位置が揃っていない 周辺建築物の壁面の位置に配慮</p>

(2) 良好な景観形成のための行為の制限 (重点地区内で、これから何をしていくのか) つづき

事項		景観形成基準	
建築物	② 意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺建築物の壁面位置や前面道路の景観に配慮し、調和の取れた意匠とする。 建築物の壁面設備及び屋上設備は、できるだけ道路から見えない場所へ設置する。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物との一体性が図られるよう工夫する。  <p>屋上設備がむき出し 囲い(ルーバー)による修景 エアコンの室外機がむき出し 囲い(ルーバ)による修景</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建築物に設置する看板及び広告塔は、周辺の景観や西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。
	③ 色彩	<ul style="list-style-type: none"> 別に定める色彩基準を基本とし周辺の建築物や竹並木、黒煉瓦等の前面道路の景観に調和する色彩とするよう配慮する。  <p>※この色以外にも利用可能な色は多数あります。</p>	
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物等は周辺の建築物や景観と調和する意匠、色彩とするよう配慮するとともに、西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観を保全するため、高さ13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の建築物の色彩基準に準拠する。 地上設置型の太陽光発電設備等の設置は原則禁止とする。  <p>高さ13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の建築物の色彩基準に準拠</p>		

(3) 重点地区内の届出対象行為 (どういった行為に届出が必要か)

行為	届出の対象
建築物の新築増築、改築 移転、撤去	<ul style="list-style-type: none"> 規模を限定しない。(全ての建築行為で届出が必要)
建築物・工作物の外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観の変更については規模を限定しない。(全ての行為で届出が必要) 工作物の新築、増築、改築、移転、撤去に係る事項に該当する施設のうち、外観を変更することとなる部分の垂直投影面積の合計又は水平投影面積の合計がそれぞれ10㎡を超えるもの

※上記以外の行為については、現在(ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例)と同様の届出対象となります。

(4) 説明会での主な意見

- 竹原は竹の町であることから、竹をもっと意識した計画とするべきである。
- 国道432号の竹の植樹は背が高く、家から車が出る際に、国道432号の車が見えにくく危険な状況となっている。植栽の高さを低くしてほしい。
- 景観計画は観光振興のイメージがあるが、道路整備は日々の市民生活に欠かせないものである。国道432号の4車線化を早く進めてほしい。

(5) 今後の予定

今後は、この説明会と、現在実施しているパブリックコメント(市民意見の募集)での意見を反映し、竹原市景観計画(案)を作成します。
その後、景観計画策定委員会での審議、都市計画審議会での意見聴取を行い、竹原市景観計画の策定及び関係条例の制定を行っていきます。